

三芳町森林整備計画

平成30年4月

計画期間

自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月31日

埼玉県

三芳町

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 第3 保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 保育の作業種別の標準的な方法
 - 2 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
 - 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法

IV その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林の総合利用の推進に関する事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、埼玉県の南西部に位置し、総面積 1, 533ha で、民有林面積は 132ha（うち地域森林計画対象森林 115ha）である。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を主体とした二次林である。

しかし、森林の持つ水源のかん養及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても森林の整備を積極的に実施するものである。

町では、森林の伐採などにより良好な自然環境が損なわれていく中で、美しいまちづくりをめざし、「緑の保護育成および活用に関する条例」に基づいて保存樹木・保存樹林を指定し、自然環境の保全に努めている。さらに、県の条例に基づき「自然環境保全地域」や「ふるさとの緑の景観地」など魅力ある景観づくりが求められている。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

本町においては、森林に快適環境形成機能の維持・発揮を主に期待する。そのため、目指すべき森林資源の姿は下記のとおりとする。

- ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く諸被害に対する抵抗力の高い森林。
- ・住宅地に近接する森林は、除伐等の保育が適切に行われ見通しが確保できるなど、快適な環境を維持している森林。
- ・三富地区を中心とした農用林として落ち葉掃き、下刈り等により適切に管理されている森林。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能をより高度に発揮させるため、広葉樹施業や天然生林の的確な保全・整備を進め、多様な森林の育成を図る。

特に三富地区の農用林として活用されている平地林で活動する各種団体による体験落ち葉掃き、下刈り等の活動を支援していく。また、イベント等を開催し、これら活動を通じて環境教育、健康づくりの場としての活用を図る。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

町が中心となって施業の共同化を促進する。施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、地区ごとに協議会を開催し合意形成に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ 広葉樹	その他 広葉樹 (用材)	その他 広葉樹 (用材 以外)	
全域	35年	40年	35年	50年	10年	55年	15年	

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立地木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐による。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、おおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

また、林分構成区分による伐採の標準的な方法は次のとおりとする。

（1）育成单層林施業

自然的条件及び多面的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置する。

（2）天然生林施業

- ・ 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、くり返し期間による。

- ・ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採個所の分散等に配慮する。
- ・ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、ナラ	

※樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

※定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定める。なお大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
広葉樹等	疎	概ね 1,500	
	中	概ね 2,500	
	密	概ね 3,200	

※複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は借り払うこと。
植え付けの方法	植え付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	春植え 3月中旬～4月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を人工造林すべき期間とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ	10,000本／ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	更新すべき本数
クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ	3,000本／ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の推積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽枝の優劣の差がでたころに下刈りと同時にを行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の目安として、後継樹の密度はha当たり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1の(1)による。
 - イ 天然更新の場合
 - 2の(1)による。
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数
10,000本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数
3,000本/ha

第3 保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な回数	標準的な方法	備考
下刈り	広葉樹	適宜	成長状況、雑草木の繁茂状況により必要に応じて行う。	
つる切り	"	適宜	つるの繁茂状況により必要に応じて行う。	
除伐	"	適宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため必要に応じて行う。	

2 その他必要な事項

保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、当該森林について実施すべき保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - (1) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等であり、町内全域を快適な環境の形成機能の維持増進森林と位置付け、公益的機能の維持増進に努める。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

この公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

しかしながら、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができると認められる森林については、長期施業を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることができる。その際、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・いるま野農業協同組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

(2) その他

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

被害防止に向け、森林所有者等と協力して行うものとし、また、野生鳥獣との共存にも配慮した整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や消防機関との連携を図るとともに、森林巡視を適時適切に行う。

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

(1) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

(2) IIIの森林の保護に関する事項

2 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の緑として生物多様性保全、広域的に見た防災に配慮した伐採面積や形状とともに、管理にあたっては隣接地等の危険防止に努めるものとする。また人々が自然とふれあう場として適切である森林では、管理作業や活用方法の体験、自然観察などを推進する。